

＼ キャッチセールス に関するトラブル

掲載日：2013年3月29日

キャッチセールスは、駅前や繁華街などの路上で、「アンケートに答えてほしい」、「近くで絵画の展示会をしているから見ていかないか」などと声をかけ、喫茶店や営業所などに連れて行き、高額な商品やサービスを契約させる販売方法です。



💡 ご相談内容

街頭で「アンケートです」と声をかけられ、言葉巧みに近くの営業所に連れて行かれると、数時間にわたり勧誘され続け、断り切れずに高額な美容セットを購入する契約書にサインしてしまった。



アドバイス

街頭で声をかけられて連れて行かれた営業所や店舗で契約したキャッチセールスの場合も、訪問販売の一類型として扱われ、クーリング・オフ制度の対象となります。法律で定められた契約書面を受け取った日から8日以内に、クーリング・オフの手続きをしてください。

アンケートでプレゼント進呈や無料体験といった甘い言葉に乗らないでください。もし、声をかけられた場所から他の場所に誘導された場合は特に注意が必要です。また、悪質化している事例も増えています。脅迫を受けたと感じた場合は警察に相談しましょう。



似ている事例

[\[消費生活トラブル相談事例\]キャッチセールス](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370208/list370080-370263.html>



関連リンク

[\[動画\]悪質商法に気をつけよう！-消費者被害未然防止CM](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370216/p430369.html>